

第1回 (仮称) 都心部まちづくりプラン策定懇談会

日時：令和4年6月1日(水)午後3時00分～
場所：宇都宮市役所14大会議室

次 第

- 1 開 会
 - 2 あいさつ
 - 3 「(仮称) 都心部まちづくりプラン策定懇談会」の設置について
 - (1) 設置要領等について
 - (2) 委員の紹介
 - (3) 会長の選任について
 - 4 会議の公開について
 - 5 「都心部まちづくりビジョン」について
 - 6 議 題
 - 「(仮称) 都心部まちづくりプラン」の策定について 資料1
 - ・ ビジョン実現に向けて
 - ・ 街なかの空間を構成するまちづくりの視点
 - ・ まちづくりの視点ごとの将来の望ましい状態
 - 7 そ の 他
 - 8 閉 会
-

〔配布資料〕

次第・名簿

(仮称) 都心部まちづくりプラン策定懇談会設置要領

「都心部まちづくりビジョン」(概要版) 及びビジョンパンフレット

資料1 「(仮称) 都心部まちづくりプラン」の策定について

別紙1 街なかの空間を構成する視点と望ましい状態

参 考 「(仮称) 都心部まちづくりプラン」の検討ステップイメージ

(仮称) 都心部まちづくりプラン策定懇談会設置要領

(設置)

第1条 市は、「(仮称) 都心部まちづくりプラン」(以下「まちづくりプラン」という。)の策定に当たり、市民や事業者など幅広い意見を聴くため、「(仮称) 都心部まちづくりプラン策定懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇談会の委員は、29人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び関係団体の代表者等
- (3) 市長が公募により選考した者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 懇談会委員の任期は、市長が委嘱した日から第3条に規定する所掌事務が終了した日までとする。

4 関係機関及び関係団体の代表者等は、委嘱されたときにおける当該職又は身分を失ったときは、その職を失う。

5 市長は、懇談会の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) やむを得ない理由により解嘱を申し出たとき
- (2) その他解嘱することにつき相当な理由があると市長が認める場合

(懇談会)

第3条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) まちづくりプランの策定検討に関すること。

2 懇談会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、懇談会の委員のうちから互選によってこれを定める。

3 懇談会は、会長が招集し、会議を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 懇談会の会議は、原則として公開とする。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から適用する。

(仮称)都心部まちづくりプラン策定懇談会 名簿

(敬称略)

区分	分野	所属／職名	氏名
第2条2項1号	学識経験者	宇都宮大学 教授	大森 宣暁
		日本大学 客員教授	望月 明彦
		足利大学教授	渡邊 美樹
第2条2項2号	関係団体	宇都宮商工会議所 常務理事	小関 裕之
		特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推進機構 事務局長	高橋 功
		社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	平手 義章
		独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 まちづくり支援部 担当部長	小林 周
		宇都宮市商店街連盟 会長	齋藤 高藏
		宇都宮中心商店街 みやヒルズ活性化委員会 会長	竹川 哲夫
		特定非営利活動法人 宇都宮中心商店街活性化委員会 理事長	齋藤 公則
		中央地域まちづくり推進協議会 副会長	宮本 隆昌
		築瀬地域まちづくり推進協議会 会長	栗原 伸一
		錦地域まちづくり協議会 副会長	増田 良二
		東地域まちづくり推進協議会 会長	小島 弘義
		西地区まちづくり推進委員会 会長	松岡 明直
		昭和地域まちづくり推進協議会 副会長	塚田 栄一
	桜地域まちづくり推進協議会 会長	成澤 哲夫	
	交通事業者	宇都宮ライトレール株式会社 常務取締役	中尾 正俊
		東武鉄道株式会社 経営企画本部 課長	越野 晴秀
		関東自動車株式会社 代表取締役	吉田 元
		一般社団法人 栃木県トラック協会 専務理事	近藤 基了
		一般社団法人 栃木県タクシー協会 専務理事	鉢村 敏雄
	行政機関	栃木県 県土整備部交通政策課長	高山 誠
栃木県 県土整備部都市計画課長		笹沼 政行	
栃木県 県土整備部道路保全課長		野澤 浩	
栃木県警察本部 交通部交通規制課長		沼野 孝雄	
第2条2項3号	市民公募	—	高岡 耕子
		—	手塚 美志子
		—	佐藤 雅哉

「(仮称) 都心部まちづくりプラン」の策定について

1 ビジョン実現に向けて

- 令和4年2月に策定した「都心部まちづくりビジョン」(以下、「ビジョン」という。)では、まちづくりの理念(方針やイメージ)から、市民が、自動車、公共交通、自転車などの多様な交通や充実したまちの機能を利用し、誰もが豊かで便利に暮らすことができている都心部を目指している。
- こうした市民の移動や生活を具現化していくには、都心部エリアを有効に活用し、人と多様な交通が共存し、円滑に移動しながら、街なかのにぎわいづくりにつなげていくことを基本に、まちづくりの土台となる「街なかの空間形成(道路や沿道の土地、建物などの利用)」を、以下のような状態や機能などを備えたものに変えていく必要がある。
 - 歩行者や自動車、公共交通などの円滑な移動
 - 歩く人の目線から感じられる道路など公共空間の居心地の良さ
 - 市民や来街者の多様なニーズに応えるまちの機能
 - 公共交通がより利用しやすくなる交通結節機能(駐車場や端末交通の導入など)
 - 新たなまちづくりへの要請に対応した新技術の活用や脱炭素化の推進

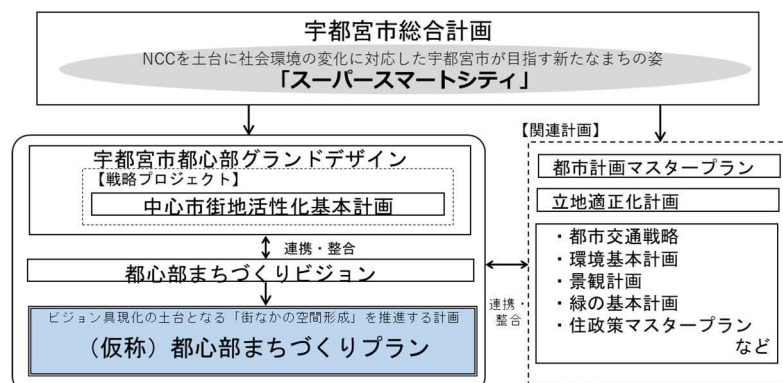
2 プランの概要

(1) 策定の目的

- 市民・事業者・行政が共に描いた都心部のビジョンの具現化に向け、人とあらゆる交通手段が共存し、移動しやすく、魅力あふれる都心部の形成を目指し、多様なまちの機能の充実や居心地が良さの向上などに資する「街なかの空間形成」を官民協働で推進するため策定するもの。

(2) 計画の位置づけ

- ビジョン具現化に向けた「街なかの空間形成」の推進を図るため、道路のかしこい使い方や駐車場などの適正な配置、民間開発促進等の市街地整備などの指針となる計画
- 「都市計画マスタープラン」,「立地適正化計画」,「都市交通戦略」などと整合を図りながら、「スーパースマートシティ」の土台となるNCC形成をより一層推進すし、スーパースマートシティが目指す3つの社会(「地域共生社会」「地域経済循環社会」「脱炭素社会」)の構築に貢献する計画



(3) 目標年次

- ・ ビジョンが目指す概ね10年先（2030年頃）の都市の姿を展望
- ・ さらに、NCCの形成を目指す「NCC形成ビジョン」が見通す2050年を見据えた計画

(4) 計画骨子のイメージ

1) 計画策定の目的、位置づけ等

2) 街なかの空間における望ましい状態の整理

- ・ 「街なかの空間」を構成する「まちづくりの視点」を整理し、視点ごとに将来の望ましい状態を設定

3) 現状分析・課題整理

- ・ 望ましい状態に対して、現状を分析し、まちづくりの課題を整理

4) まちづくり施策の取組方針

- ・ 「街なかの空間形成」における課題を踏まえ、まちづくり施策の取組方針を設定

5) エリアの特性を踏まえたまちづくりの進め方（施策展開）

- ・ 計画的に施策を展開するにあたり、ビジョンにおけるシンボル空間や交通結節点など、エリアの特性を踏まえながら、取組方針に基づく、多様な交通が共存しながら、街なかを人中心の魅力ある居心地が良い空間に転換していくための施策を位置付けるとともに、まちづくりの進め方を整理

【議事事項】

3 街なかの空間を構成する視点と望ましい状態・・・別紙1

(1) 街なかの空間を構成するまちづくりの視点

- ・ 街なかの空間において、道路と沿道の土地、建物を一体的に捉えた空間を基本に、「街なかの空間」を構成する機能から「まちづくりの視点」を設定
- ・ まちづくりの視点から望ましい状態を検討するため、想定される街なかの機能や設えを例示

(2) まちづくりの視点ごとの将来の望ましい状態

- ・ 街なかの空間を構成するまちづくりの視点ごとに、将来の街なかの空間の在り方を整理
- ・ 空間の在り方を踏まえながら、空間形成の推進による市民等の移動や生活の変化などを「望ましい状態」として設定

4 今後の進め方・・・参考

- ・ 今後は、第1回懇談会での意見を踏まえ空間の望ましい状態を整理し、第2回において、望ましい状態に対する現状を分析し、まちづくりの課題を整理し、以降まちづくり施策の取組方針、まちづくりの進め方について意見を伺っていく。

街なかの空間を構成する視点と望ましい状態

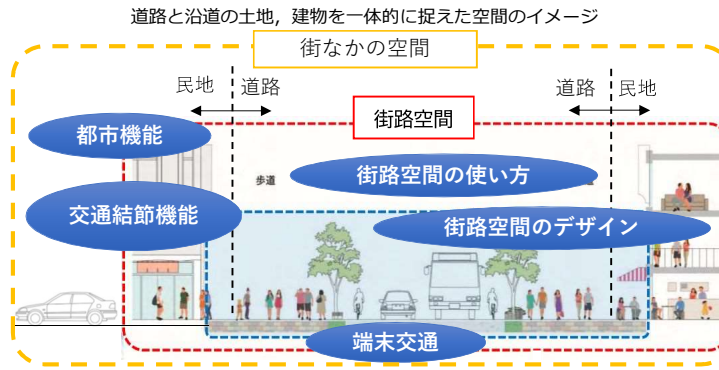
1. ビジョン実現に向けて

都心部エリアを有効に活用し、人と多様な交通が共存し、円滑に移動しながら、街なかのにぎわいづくりにつなげていくことを基本に、まちづくりの土台となる「**街なかの空間形成(道路や沿道の土地、建物などの利用)**」を、以下のような機能などを備えたものに変えていく必要がある。

- 歩行者や自動車、公共交通などの円滑な移動
- 歩く人の目線から感じられる道路など公共空間の居心地の良さ
- 市民や来街者の多様なニーズに応えるまちの機能
- 公共交通がより利用しやすくなる交通結節機能(駐車場や末端交通の導入など)
- 新たなまちづくりへの要請に対応した新技術の活用や脱炭素化の推進

2. 街なかの空間を構成するまちづくりの視点

- ・道路と沿道の土地、建物を一体的に捉えた空間を基本(下図)に、「街なかの空間」を構成する機能から「**まちづくりの視点**」を設定
- ・まちづくりの視点から望ましい状態を検討するため、想定される街なかの機能や設えを例示(右)



■「まちづくりの視点」から想定される街なかの機能や設え

「街路空間」

使い方: 道路の場所や特性に応じた交通の移動、人の滞在や回遊、イベント・アクティビティ など

デザイン: 広さ、景観(沿道の外壁や路面、軒 等)、緑地、附属物(ベンチ 等)など空間形成

「都市機能」

生活や都市活動に必要な住居、商業施設(スーパー、コンビニ、ドラッグストア、百貨店 等)、業務施設(オフィス 等)、医療施設、娯楽施設、公共・公益施設など

「交通結節機能」

公共交通や自動車等と街なかを結節する路外駐車場(コインパーキング、月極駐車場、附置義務駐車場)、路上駐車(荷さばき等)、駐輪場 など

「末端交通」

街なかの移動利便性や回遊性を高める自転車や電動キックボード等の新たなモビリティ、末端交通の走行環境(路肩や歩道 等) など

3. まちづくりの視点ごとの将来の望ましい状態

- ・街なかを構成するまちづくりの視点ごとに、将来の街なかの空間の在り方を以下の通り整理
- ・空間の在り方を踏まえながら、空間形成の推進による市民等の移動や生活の変化などを「**望ましい状態**」として設定

■将来の街なかの空間の在り方

「街路空間」

- 都心部エリアにおいて、徒歩、自転車、自動車、公共交通等、多様な交通が移動に使う空間と人が歩いて楽しむ空間とにかしこく使い分け、限られた街路空間を安全で居心地が良く、歩きたくなる空間にしてい

「都市機能」

- 都心部エリアは、住む人・働く人・学ぶ人など、多様な人々が過ごす空間であることから、公共交通の基軸となるLRTが導入される大通りを中心に、人々のニーズに応える都市機能を充実させていくことで、街なかを使いやすく、安心して便利に、更に経済活動が活性化した空間にしてい

「交通結節機能」

- 路外駐車場の量や配置について、多様な交通が移動に使う空間と人が歩いて楽しむ空間など街路空間の使い方を踏まえながら、適切に配置することで、限りある道路や民地(土地・建物)などを有効に活用してい
- モノの移動も活発な都心部では、経済活動を支える路上での荷さばきが効率的に行える空間や環境を整えてい
- シェアサイクルや新たな交通手段とLRTを基軸とした公共交通との結節機能を充実させることにより、公共交通を中心とした人の移動を支えてい

「末端交通」

- 自転車に加え、シェアサイクルや電動キックボードなど、将来の新たなモビリティの導入や末端交通が安全で快適に利用できる環境を街なかの空間に整えてい

まちづくりの視点	望ましい状態のイメージ ※懇談会の意見を踏まえ、理想の状態を描く
街路空間 ①街路空間の使い方(移動や滞在)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に身近な道路やにぎわいの中心となる道路に、通過目的の自動車が入らない ・幹線道路などの「多様な交通が移動に使う空間」と商店街などの「人が歩いて楽しむ空間」など、道路が持つ特性や役割に応じて、街なかの空間を有効に活用している
街路空間 ②街路空間のデザイン(居心地が良く、歩きたくなる空間)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩く人と人の距離に十分なゆとりがあり、歩きやすい ・乗換えや散策の途中で、飲食や休憩などもできるベンチなどがある ・建物の低層階のお店が、道路に面してオープンになっていて、人が街なかを歩きながら、買い物や飲食などを楽しめる ・身近に緑が感じられる空間が形成されている ・建物の作りに、大谷石を生かした「宇都宮らしさ」やエリアの成り立ちや特性が感じられる ・民地の軒先の位置や見た目など、景観に統一がある
街路空間 ③都市機能(住む、働く、学ぶ、遊ぶ)	<ul style="list-style-type: none"> ・住む人、働く人、学ぶ人などの日常生活のニーズに応える買い物や食事、医療などの施設が充実している ・仕事の帰りや休日などに、自分の趣味や娯楽、家族との余暇が過ごせる施設が充実している ・テレワークやリモート会議などで誰でも使える共同オフィスやワーキングスペースが充実している ・交通結節点周辺などに子育て支援施設などが充実している ・建物の更新が進み、災害などに強く、安心して活動できる空間が形成されている ・街なかの施設や住居が、高齢者や障がいのある人でも利用しやすくなっている(バリアフリー) ・観光や街なかのお得なサービスなどの情報を手軽に取得でき、移動や生活の利便性向上に繋がるデジタル技術が普及している ・都市の脱炭素化の推進に貢献する省エネ、創エネ、蓄エネ設備を備えた建物が増えている ・居心地の良い空間の形成や都市機能の充実によって、都心部に住む人が増え、経済が活性化している ・低未利用地(空き地や空き家)を活用され、まちの機能やサービスが充実している
街路空間 ④交通結節機能(路外駐車場・路上駐車(荷さばき等)、駐輪場など)	<ul style="list-style-type: none"> ・街路空間の使い方に合わせて駐車場が配置され、駐車場への入庫待ちによる交通影響や駐車場に入る自動車と歩行者との錯綜がない ・物流活動が効率的に行われているとともに、交通への影響や人との錯綜がない ・公共交通から円滑に末端交通に乗り換えられ、便利で快適に目的地まで移動できている
街路空間 ⑤末端交通	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡山公園や城址公園など、都心部エリアの目的施設まで、公共交通から快適に移動できる末端交通に乗り換えて回遊できる(シェアサイクルや電動キックボードなど) ・街なかで末端交通の走行環境が整い、都心部周辺からも、安全・安心して快適に大通り沿線にアクセスできる

「(仮称) 都心部まちづくりプラン」の検討ステップイメージ

参 考

計画の目的

官民が共に描いたビジョンの具現化に向け、人とあらゆる交通手段が共存し、移動しやすく、魅力あふれる都心部の形成を目指し、多様なまちの機能の充実や居心地が良さの向上などに資する「街なかの空間形成(道路や沿道の土地、建物などの利用)」を官民協働で推進するため策定するもの。

